公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２９８号
宮城県塩竈市藤倉３丁目18番33号
債務者　佐藤　功治
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石神　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７４号
山梨県大月市大月町花咲339番地
債務者　堀江　広一
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　光男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
山梨県富士吉田市下吉田１丁目８番44号
債務者　渡邊　勝繁
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　光男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
山梨県富士吉田市下吉田１丁目８番44号
債務者　渡邊　勝仁
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　光男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第２号
滋賀県守山市石田町737番地
債務者　三品　利夫
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀象二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３９号
滋賀県守山市洲本町1206番地
債務者　田中　繼男
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７３号
大阪府泉佐野市下瓦屋１丁目１番20号
債務者　川上　修二
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　武宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
兵庫県伊丹市昆陽南５丁目16番３号
債務者　杉山　美代（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２８５号
兵庫県伊丹市昆陽南５丁目16番３号
債務者　杉山　周二
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１５１号
兵庫県相生市那波野２丁目11番26号　ジュエル102
債務者　植田　良輔
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門脇　史尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第４４号
鳥取県西伯郡伯耆町宇代845番地４
債務者　㐂井　俊雄
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川井　克一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第２９号
広島市東区中山中町１番１―304号
債務者　中園　智香
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４号
愛媛県松山市河野中須賀527－５、住民票上の住所愛媛県松山市北条辻1406番地２
債務者　坂本　　崇
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８６号
愛媛県松山市河野中須賀527－５、住民票上の住所愛媛県松山市北条辻1406番地２
債務者　坂本由美子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６５号
高知市南久万82番地７
債務者　片岡　敬一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重松健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１３５号
大阪府岸和田市上松町198番地
債務者　東　真一郎
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係